

新型コロナウイルス感染防止のため、手帳制度に関する保安教育講習について、習熟度確認等を含めた自宅学習方式の講習を6月から実施します。

● **主要行事予定表** ※新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催、延期、中止の可能性があります
 ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	会議等名称
令和 2. 5.14	第8回全国会議、第8回試験事務所長会議（書面開催）
5.15	手帳制度研修会（延期、時期未定）
6. 1	第27回理事会（書面開催）
6.19	第16回総会（定時）
7. 7～10	火薬学セミナー（中止）
11. 5～6	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験
12. 2	第23回会長表彰式
12.20	甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、丙種火薬類製造保安責任者試験

● **都道府県協会事務局長異動（敬称略）**

協会名	役職	新
（一社）長崎県火薬保安協会	事務局長	大島 達哉（令和2年5月就任）

● **令和2年2月の産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量**

－ 経済産業省生産動態統計月報 －

	生産	出荷（販売）	在庫
火薬及び爆薬（単位：t）	2,235	2,428	1,177
（前年同月比：％）	(86.8)	(91.4)	(99.6)

● **景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある。**

－ 4月の月例経済報告 －

内閣府は23日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「4月の月例経済報告」を提出し、承認された。

（我が国経済の基調判断）

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある。

- 個人消費は、感染症の影響により、急速に減少している。
- 設備投資は、おおむね横ばいとなっている。
- 輸出は、感染症の影響により、このところ減少している。
- 生産は、感染症の影響により、減少している。
- 企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。企業の業況判断は、感染症の影響により急速に悪化している。
- 雇用情勢は、感染症の影響により、足下では弱い動きがみられる。
- 消費者物価は、このところ横ばいとなっている。

先行きについては、感染症の影響による極めて厳しい状況が続くと見込まれる。また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

（政策の基本的態度）

政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年（2016年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指す。さらに、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障を実現する。

新型コロナウイルス感染症に対しては、4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い、4月16日に、全都道府県を緊急事態措置の対象としたところであり、国民が丸となって同感染症対策をさらに強力に推進する。こうした下で、感染拡大の早期収束に努めるとともに、雇用・事業・

生活を守り抜き、収束後の経済の力強い回復と社会変革の推進を実現するため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 ～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(4月7日閣議決定、4月20日変更の閣議決定)を速やかに実行する。そのため、令和元年度補正予算及び臨時・特別の措置を含む令和2年度予算等を迅速かつ着実に執行するとともに令和2年度補正予算を早急に国会に提出し、その早期成立に努める。

日本銀行においては、企業金融の円滑確保に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する等の観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

● **令和2年火薬類関係事故について（4月30日までに報告のあったもの）**
 総括表（取扱・種類別一覧表）

項目	種類別	事故件数		死亡者数		負傷者数	
		件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
製造中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
消費中	産業火薬	0	6	0	0	0-0	0-1
	煙火	3		0		0-0	
	がん具煙火	3		0		0-1	
運搬中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
貯蔵中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
がんろう中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
その他事故	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
合計	産業火薬	0	6	0	0	0-0	0-1
	煙火	3		0		0-0	
	がん具煙火	3		0		0-1	

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

● 火薬類取締法に関する法令等の改正について

令和2年5月8日付け経済産業省告示第百七号により火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部が改正されました。

改正後	改正前
一～三十五 [略]	一～三十五 [略]
<p>三十六 電流緊急遮断器であって、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一一五グラム以下であること。</p> <p>ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、導電板を切断することにより電流を遮断する構造であること。</p> <p>ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</p> <p>ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p> <p>ホ 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。</p> <p>ヘ 作動後のピストンは外部に出ないものであり、かつ、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。</p>	[新設]
<p>三十七 着衣型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であって、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・五四グラム以下であること。</p> <p>ロ ガス発生剤の量が、硝酸エステルを主とする火薬にあっては〇・〇四グラム以下であり、かつ、硝酸塩を主とする火薬にあっては一・八三グラム以下であること。</p> <p>ハ 電気点火により、圧力容器の封板を開放することによりガスを放出させる構造であること。</p> <p>ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</p> <p>ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p>	[新設]
<p>三十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であって、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一二グラム以下であること。</p> <p>ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量がー・九四グラム以下であること。</p> <p>ハ 電気点火により、ピストン（最大変位が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。）を押し出す構造であること。</p> <p>ニ 本体は、鉄製又はこれと同等以上の強度を有する金属製であること。</p> <p>ホ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</p> <p>ヘ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p> <p>ト 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。</p> <p>チ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。</p>	[新設]
<p>三十九 航空機用酸素ガス圧力容器封板せん孔器であって、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 火薬又は爆薬の量が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 爆薬（トリニトロレゾルシンバリウムに限る。）の量が〇・〇二八グラム以下であること。</p> <p>(2) 火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・〇〇九グラム以下であり、かつ、爆薬（トリニトロレゾルシンバリウムに限る。）の量が〇・〇二二グラム以下であること。</p>	[新設]

<p>ロ 電気点火により、キリ（最大変位が七・七ミリメートル以下のものに限る。）を押し出し、圧力容器の封板をせん孔することによりガスを放出させる構造であること。</p> <p>ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</p> <p>ニ 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。</p> <p>ホ 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。</p> <p>ヘ 作動後のキリは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。</p>	
--	--

備考 表中の [] は注記である。